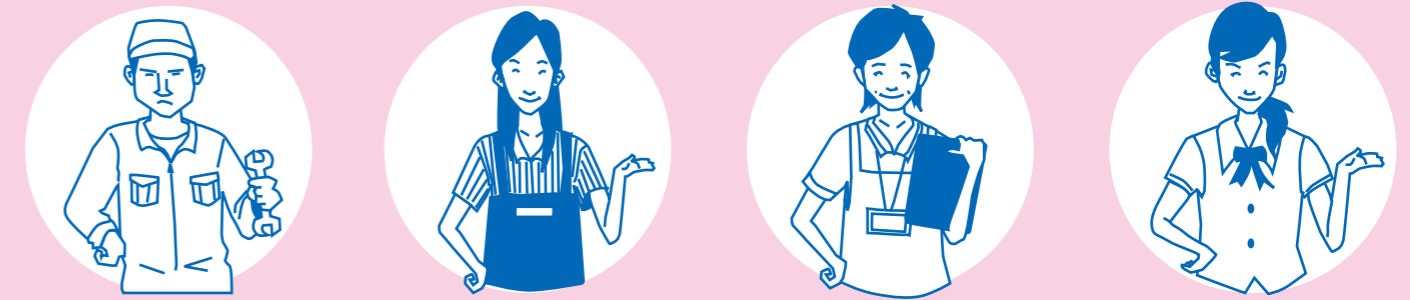
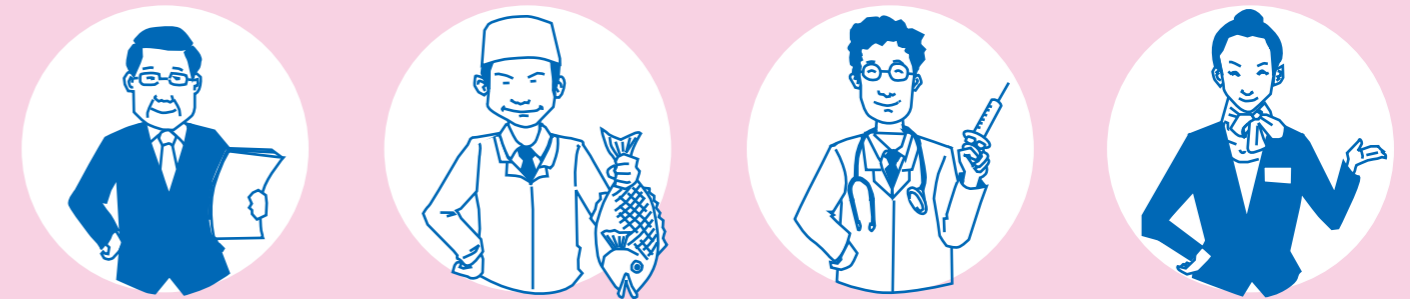


事業系ごみ ハンドブック



芦屋市内の事業者のみなさまへ



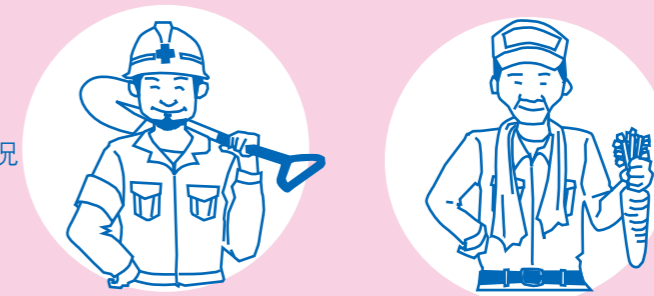
— もくじ —

● 適正処理編

- P.3 事業者の責務
- P.3 事業系ごみとは
- P.4 事業系一般廃棄物と産業廃棄物
- P.6 事業系ごみの処理の流れ
- P.8 事業系ごみの分別表

● ごみ減量編

- P.10 事業系ごみの排出状況
- P.11 3R の取り組み
- P.12 ごみ減量のための工夫・取り組み事例



事業系ごみに関するお問い合わせ

【環境施設課】

電話 0797-32-5391 FAX 0797-22-1599

事業系ごみは

家庭ごみステーションやパイプラインに
捨てることが出来ません



事業系ごみを家庭ごみとして出した場合、**不法投棄に該当します!**

01

事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び、芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例では、事業者の責務について次のとおり規定しています。

▶ 自己処理責任

事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。

▶ 廃棄物の減量

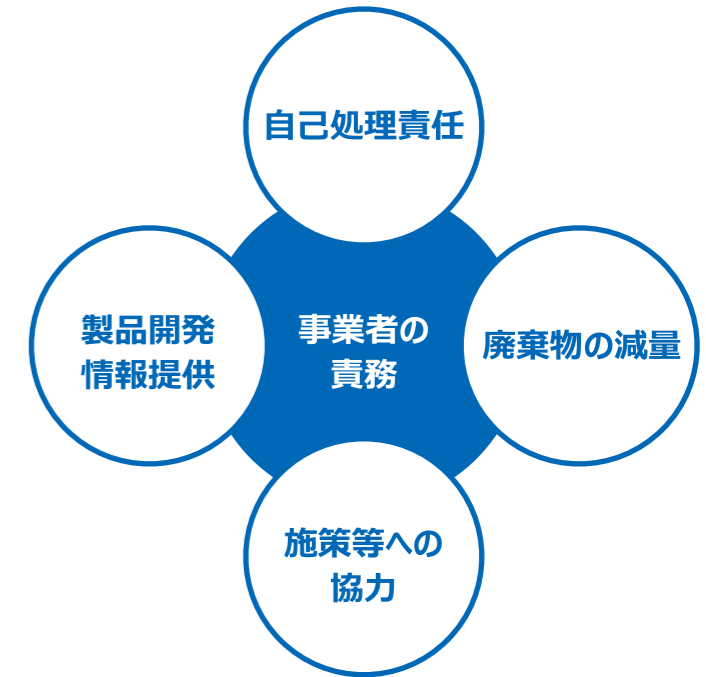
再生利用等を行うことにより廃棄物の減量に努めること。

▶ 製品開発・情報提供

製品等が廃棄物になった場合において、処理困難にならないように自己評価し、適正処理できる製品開発及び情報提供を行うこと。

▶ 施策等への協力

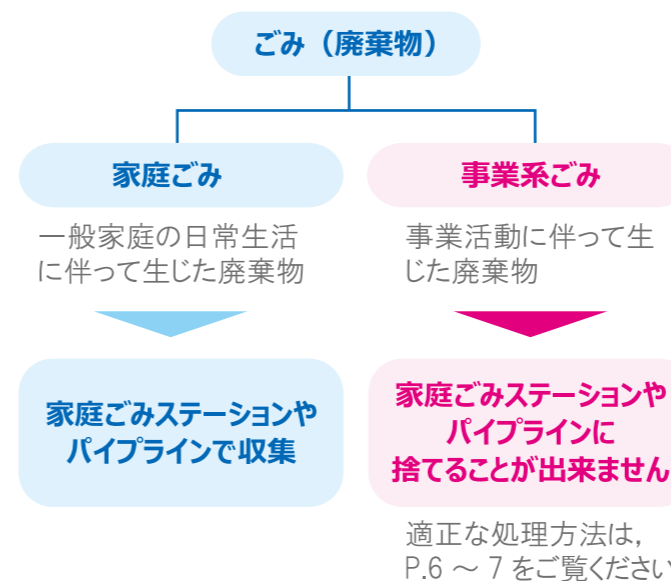
廃棄物の減量、適正処理の確保等に関して、国及び地方公共団体の施策に協力すること。



02

事業系ごみとは

事業系ごみとは、営利または非営利目的に関わらず、事業活動に伴って排出される廃棄物のことです。事業系ごみは、**家庭ごみステーションやパイプラインに捨てるが出来ません。**



「事業活動に伴って排出される廃棄物」って？

会社、飲食店、工場、店舗など営利を目的とするものだけでなく、学校、病院、官公庁等の公共サービスやNPO、地域の活動など、規模や従業員数に関係なくすべての事業活動に伴って排出される廃棄物です。

住居と事業所が同じ建物内だったら？

住居と店舗・事業所などが同建物であっても、家庭ごみとして出すことはできません。住居部分で出たごみは家庭ごみ、事業所部分で出たごみは事業系ごみとして、別々に処理をしてください。

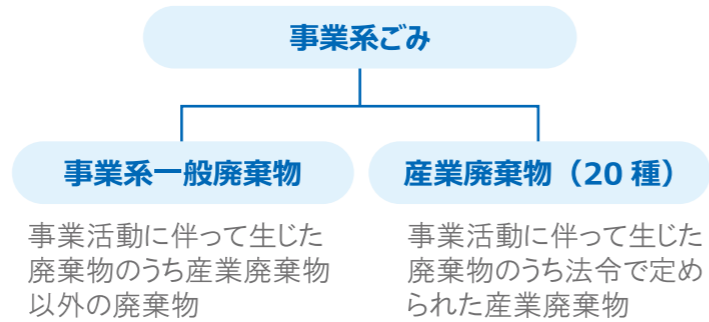
適正な処理方法は、P.6～7をご覧ください。

事業系一般廃棄物と産業廃棄物

▶ 事業系ごみの区分

事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物を指します。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち廃棄物処理法で定められた 20 種類のことを指します。



事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた産業廃棄物

※このほか、爆発性、毒性、感染性等の有害な性状を有する廃棄物は、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に分類され、それらは市で処理できません。

▶ 事業系一般廃棄物

下に示すものは、事業系一般廃棄物の例です。(排出する事業者の業種によっては、産業廃棄物に当たります。)

厨芥類
ちゅうがい

食品の売れ残り、食べ残した物、調理くずなど

食品製造業などの業種から発生する厨芥類は**産業廃棄物**です。

紙くず

汚れがついた紙など、資源にならない紙類

建設業、紙・紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは**産業廃棄物**です。

木くず

木の枝、葉などの植木の剪定くず、木製品

建設業、木材・木製製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業などの業種から発生する木くずは**産業廃棄物**です。

古布・繊維くず

衣服や毛布、敷物など(天然素材に限る)

建設業、繊維工業などの業種から発生する繊維くずは**産業廃棄物**です。

▶ 産業廃棄物

産業廃棄物の種類と具体例は下に示すとおり、あらゆる事業活動に伴うものと、特定の事業活動に伴うものに分かれています。事業内容に沿った適正な処理を行いましょう。

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固型化物)		

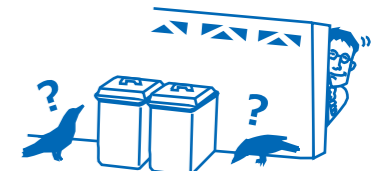
(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター ホームページから転載



カラスによるごみの散乱が大きな問題となっています。

残飯などは、雑食性のカラスにとって絶好のエサです。カラスによるごみの散乱被害をなくしましょう。

- ① できるだけエサとなる残飯などを出さないようにする。
- ② 蓋付きのごみ箱などを使用して、ごみに触れられないようにする。
- ③ ごみ出しと運び出しの時間差を減らす。



プラスチック類、金属類、ガラス類、陶器類、電池類などは、業種に関わらず、すべて産業廃棄物です。

事業系ごみの処理の流れ

▶ 事業系ごみの処理区分



※事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の中でも再生資源回収業者に委託し、リサイクルが可能なものがあります。「事業系ごみの分別表」(P.8～9)をご覧ください。

▶ 事業系ごみの処理方法

1 芦屋市の許可業者と委託契約を締結し、収集してもらう 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物の処理を委託する場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者と契約する必要があります。下の「芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者」にご相談ください。

【一般廃棄物収集運搬許可業者との契約の流れ】

- 1 一般廃棄物収集運搬許可業者を選ぶ**
右の芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧を参考に、業者を選ぶ。
- 2 一般廃棄物収集運搬許可業者と相談**
一般廃棄物収集運搬許可業者に収集の頻度、方法、料金などについて相談する。
- 3 一般廃棄物収集運搬許可業者と委託契約を結ぶ**
書面による委託契約を結ぶ。

⚠ 許可のない業者に委託はできません

事業者が、ごみの収集・運搬又は処分を無許可の業者等に委託すると、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金若しくはその両方が科せられます。

【芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者】

事業所名	住所	連絡先
(株)丸与商店	楠町3-13	22-8598
(有)芦屋浄水	楠町3-13	22-5672
芦屋環境サービス(株)	若宮町5-18	34-5788
(株)藤 起業	上宮川町9-3	35-7274
(株)シントー	上宮川町2-10-401	35-2848
(株)エコワークシステム	船戸町3-25-405	23-3366
(有)NAKAZAWA	公光町10-8	25-0441
(株)ウィルパワー	大原町4-13	62-6350

※芦屋市一般廃棄物収集運搬許可番号順
※平成29年12月現在

2 事業者自ら芦屋市環境処理センターに搬入する 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物は、事業者自らが環境処理センターに持ち込むことができます。前業務日までに持ち込みごみ予約センターに電話で予約をしてください。

- 電話予約時**
- ①電話で予約をする**
 - 「持ち込みごみ予約センター」に電話をかける
 - 1週間前から前業務日までに予約が必要です。
 - ②所定項目の確認**
 - 氏名、事業所名、住所、電話番号
 - ごみの発生場所、種類・量
 - 持ち込みの日時、持ち込む人
 - 予約番号の確認
 - ③計量の受付・料金の支払い**
 - 計量受付で予約番号を言う
 - 本人確認ができる証明書類を提示
 - 重量に応じた手数料を現金でお支払いください。
 - ④ごみを捨てる**
 - 係員の指示に従って捨ててください。
- 持ち込み時**

【持ち込みごみ予約センター】

電話	0797-32-5375
受付時間	月曜日～金曜日(祝日含む) 午前9時～午後4時30分
持ち込み可能時間	月曜日～金曜日(祝日含む) 午前9時～午後4時30分 ※午前11時30分～午後1時を除く 土曜日(祝日含む) 午前9時～午後0時30分

※年末年始は、「予約受付」および「持ち込み可能時間」の取り扱いが異なります。市広報紙等をご確認ください。

料金

10kgまで	無料(1日1回1車両に限る)
10kgを超え100kgまで	900円
100kgを超える場合	100kgごとに900円追加

※消費税の改正等により変更することがあります。

搬入場所 **【芦屋市環境処理センター】** 〒659-0032 芦屋市浜風町31-1



3 事業者自ら産業廃棄物処理業者に処理を依頼する 産業廃棄物

芦屋市環境処理センターは、一般廃棄物中間処理施設であり、産業廃棄物は原則搬入できません。産業廃棄物は、事業者自らが産業廃棄物処理業者に処理を依頼する必要があります。下の「兵庫県阪神北県民局」または「(社)兵庫県産業廃棄物協会」へお問い合わせください。

【兵庫県阪神北県民局】

電話 **0797-83-3146**

【(社)兵庫県産業廃棄物協会】

電話 **078-381-7464**

事業系ごみの分別表

事業系一般廃棄物として処理するもの

ちゅうかい 厨芥類

食品の売れ残り、食べ残した物、調理くずなど

- 食料品製造業などの業種から発生する厨芥類は産業廃棄物です。
- 食料品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクルに取り組む必要があります。
- 水切りの徹底、生ごみ処理機の活用などにより、減量に努めてください。

紙くず

汚れがついた紙など、資源にならない紙類

- 建設業、紙・紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。
- リサイクル可能な紙類は分別し、リサイクルしましょう。

木くず

木の枝、葉などの植木の剪定くず、木製品

- 建設業、木材・木製製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。

古布・ 繊維くず

衣服や毛布、敷物など（天然素材に限る）

- 建設業、繊維工業などの業種から発生する繊維くずは産業廃棄物です。

【リサイクル可能な紙類】

段ボール



新聞紙・チラシ・雑誌・本



雑がみ



- シュレッダー紙、包装紙、紙袋
- メモ用紙、トイレトペーパーの芯
- はがき、封筒、紙製の箱 など

紙パック



- 牛乳パック
- ジュースの紙パック など

一般廃棄物収集運搬許可業者に委託するか、自ら環境処理センターへ搬入してください。

一般廃棄物収集運搬許可業者に委託するか、自ら環境処理センターへ搬入してください。又は再生資源回収業者に委託しリサイクルに取り組みましょう。

厨芥（ちゅうかい）類、紙くず、木くず、古布・繊維くず

●事業内容によっては産業廃棄物に当たります。P.5の表をご覧ください。

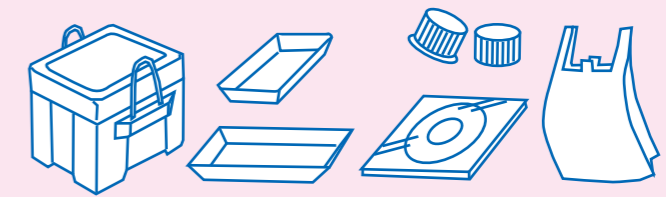
缶・ビン・ペットボトル

- ジュース、お酒などの缶
- ジュース、お酒などのビン
- 食料品、化粧品などのビン
- 飲料水、お酒、調味料などのペットボトル



プラスチック類

- 発砲スチロール、レジ袋
- ペットボトルのキャップ、ラベル
- 卵、野菜、果物などのパック
- 洗剤などの容器
- CD、DVD、ビデオテープ など



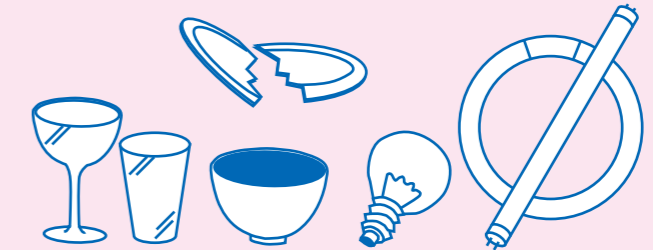
金属類

- やかん、金属鍋
- フォーク、スプーン
- はさみ、包丁、のこぎり
- 画鋸、釘、ネジ
- 殺虫剤などのスプレー缶 など



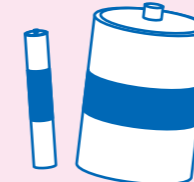
ガラス・陶器類

- ガラス製の食器
- 電球、蛍光灯
- 鏡、ガラスなどの破片
- 茶碗、お皿、土鍋
- 植木鉢、レンガ など



電池

- 乾電池
- ボタン電池
- 充電式電池



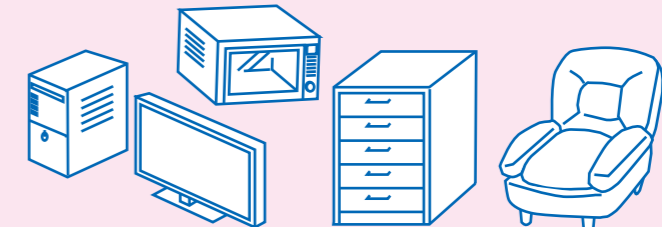
廃油

- 食用油
- 鉱物油
- エンジンオイル など



その他（大型ごみなど）

- 机、棚、椅子などの家具類（木製品を除く）
- 電化製品類
- パソコン、電話機 など



産業廃棄物として処理するもの

産業廃棄物処理業者に委託するか、もしくは再生資源回収業者に委託しリサイクルに取り組みましょう。
（環境処理センターへ原則搬入することはできません）

事業系ごみの排出状況

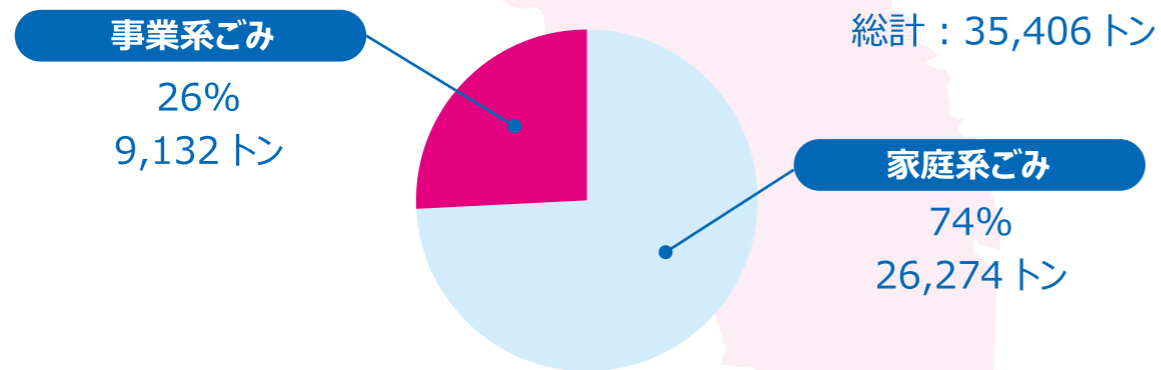
芦屋市では平成 29 年 3 月に策定した『芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）』の中で、平成 38 年度の事業系ごみ排出量を年間 1,370 トン削減することを目標に掲げ、取り組みを推進しています。（平成 27 年度比）

市内における、平成 27 年度の一般廃棄物の排出量約 35,000 トンのうち、事業活動に伴って排出された事業系ごみは、約 9,000 トンあり、全体の約 26%を占めています。

事業系ごみの排出量は、平成 26 年 10 月から導入した持ち込みごみの予約制などにより、一定の減量効果がみられますが、まだまだ改善の余地があり、更なる減量化を図る必要があります。

まちの景観、地球環境を守るため、ごみを減らすこと（リデュース）が大切です。減らす努力をしてもなお出てしまうごみは、再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）し、有効活用できます。

ごみ減量編では、ごみ減量のための取り組み事例などを具体的に紹介していますので、ご活用ください。



芦屋市ごみ排出量（平成 27 年度）

DOWN

コスト削減

ごみ減量のメリット

事業所のごみを減らすことは、環境負荷の低減につながるだけでなく、ごみ処理の経費を削減できるなどのメリットがあります。

企業のイメージアップ

UP

3R の取り組み

3Rとは、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の頭文字 R をとった言葉です。ごみ減量のため、まずは Reduce（リデュース）することから始め、それでも出るごみは、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）に取り組みましょう。

R リデュース Reduce (発生抑制)

リデュースとは、ごみの発生そのものを抑制するものです。ごみの減量には、まずはごみの発生を抑えることが最も効果的です。

ごみの発生を抑制しましょう



過剰包装をやめる



リターナブル（繰り返し使える）容器を利用する



生ごみの水切りをする

R リユース Reuse (再使用)

リユースとは、一度使用したものを繰り返し使う（再使用）ことを意味します。使用後すぐにごみとして廃棄するのではなく、再使用できないか、他に必要としている人がいないか等を検討してみましょう。

使い捨ての商品を避け、ものを繰り返し使いましょう



裏紙をメモ用紙として使う



修理して使う



リサイクルショップを活用する

R リサイクル Recycle (再生利用)

リサイクルとは、資源化が可能なものを新たなものに再生して利用することです。リデュース、リユースの結果、最終的にごみとなってしまったものについて、リサイクルできないか検討してみましょう。

資源化が可能なものは、再生利用しましょう



資源ごみをしっかり分別する



環境に配慮した製品を購入する



店頭回収ボックスを設置する

ごみ減量のための工夫・取り組み事例

事業者によるごみ減量の取り組みは、事業者から出る事業系ごみの減量だけではなく、市民である消費者・利用者などから出る家庭ごみの減量にもつながります。

事業者ができるごみ減量のための工夫・取り組み事例を参考にし、できるところから始めてみましょう。

販売方法の工夫で、消費者による家庭ごみの削減を図る



【小売業】

- ①ばら売り、量り売り等、消費者が必要な数・数量を購入できる仕組みをつくる。
- ②過剰包装を控え、簡易包装を推進する。
- ③マイバッグ持参時のポイントの付与等、レジ袋の削減に取り組む。
- ④販売期限切れ食品等の廃棄を削減するため、フードバンクを活用する。
- ⑤食料品の加工くずや売れ残り品などは水切りをして処分する。
- ⑥メーカーや卸売業者等に対し、梱包の簡素化や回収を依頼する。
- ⑦リユース商品を積極的に販売・回収する。
- ⑧詰め替え商品等長期間繰り返し使用できる商品を積極的に販売する。
- ⑨資源ごみの店頭回収の実施



【事務所・オフィス】

紙資源のリデュース、リユース、リサイクルを徹底する

- ①事務用紙の使用を控える。
(文書の共有、電子化によるペーパーレス化、両面使用など)
- ②リースやレンタル用品を活用する。
- ③マイボトルを使用し、使い捨て容器(紙コップ等)の使用量を減らす。
- ④段ボールを再使用する。
- ⑤不要となった事務用紙をメモ用紙として再使用する。
- ⑥使用済みのファイル、フォルダ等は内部用として再使用する。



【製造業】

環境負荷の少ない製品の開発・生産に努める

- ①生産・環境負荷の低い製品の企画・販売を実施する。
- ②素材、設計の改善により、寿命の長い製品を開発・生産する。
- ③製品の小型化等、同一機能に対する資源使用量を削減する。
- ④生産・加工段階での包装、梱包について、簡易包装に努める。

スリム・リサイクル宣言の店とは？

簡易包装や資源物(牛乳パック、空き缶、トレイ等)の回収などに取り組む店舗、事業所等を「スリム・リサイクル宣言の店」に指定することにより、市民、事業者、市が一体となったごみの減量化・再資源化事業を推進します。平成29年8月現在の指定店は、81店舗であり、市ホームページへの掲載希望は、56店舗になっています。店舗名を掲載することで宣伝にもなりますので、登録をお願いいたします。



共通事項

- ①ごみ減量に向けた計画を立て、減量に取り組む。
- ②ごみや資源ごみの保管場所のスペースを確保し、適切に管理する。
- ③ごみの減量や資源化の意義について、社内での環境学習を実施する。
- ④環境への取り組みについて、市民への情報提供に努める。
- ⑤「スリム・リサイクル宣言の店」として登録する(イメージアップ)



【飲食店】

食品ロスを無くし、使い捨て商品の使用を控える

- ①割り箸、ペーパータオル、紙コップ等の使い捨て商品の使用を控える。
(リユース食器を利用する。)
- ②生ごみは水切りする。
- ③無駄な生ごみを出さないよう、調理方法を工夫する。
- ④食品ロスを無くすよう販売管理を徹底する。(フードバンクを活用する。)
- ⑤メーカーや卸売業者等に対し、梱包の簡素化や回収を依頼する。
- ⑥分包の商品の使用を控える。
- ⑦酒類、ジュース、しょうゆ等はリターナブル容器を使用した商品を仕入れる。



【文化施設等】

利用者へごみ減量化を促すサービスを提供する

- ①紙コップ、ペーパータオル等使い捨て用品の提供を控える。
- ②ごみ箱は、出来るだけ置かないようにする。
- ③メーカーや卸売業者等に対し、梱包の簡素化や回収を依頼する。
- ④リターナブル容器やデポジット制の商品を採用する。



【サービス業】

使い捨て用品の使用を控えたサービスを提供する

- ①紙コップ、ペーパータオル等使い捨て用品の提供を控える。
- ②リースやレンタル用品を活用する。
- ③過剰包装を控え、簡易包装を推進する。
- ④メーカーや卸売業者等に対し、梱包の簡素化や回収を依頼する。

フードバンクとは？

フードバンクとは、商品としては扱えないが、まだ食べられる食品を食べ物に困っている施設や人に届けている団体です。寄贈していただける食品関連企業を募集しています。詳しくはホームページをご覧ください。



フードバンク関西 検索

